

入学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方

「在学猶予願」を提出することにより、本学在学中は返還が猶予されます。

- ・本学在学中の猶予を希望する場合は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を必ず提出してください。学校番号は本学学生生活課に問い合わせてください。 提出期限：4月19日（金）
- ・採用候補者は、進学届に「前奨学生番号」を入力することで「在学猶予願」の提出が不要となります。

【編入学・学士入学者対象】前在籍校で日本学生支援機構奨学金を受給していた方

次の条件を満たす方は、本学入学後も引き続き日本学生支援機構奨学金を受給することができます。詳細は転出校の奨学金担当部署および本学学生生活課に問い合わせてください。

なお、本学入学後に新たに奨学金の申請を希望する場合は「東京女子大学奨学金案内」をご覧ください。

<貸与奨学金について>

- 転出大学（4年制）で日本学生支援機構奨学生であった方
→ 転出大学へ「編入学奨学金継続願」を提出してください。
(用紙は転出大学に問い合わせてください。)
- 短期大学、高等専門学校または専修学校の専門課程在学中に日本学生支援機構奨学生であり、編入学前に「返還誓約書」を提出している、卒業後1年以内の方
→ 入学後、本学学生生活課へ「編入学奨学金継続願」「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」、「第二種奨学金振込口座届」、「入学時特別増額貸与奨学金申込書」（該当者のみ）を提出してください。第二種奨学金の継続貸与が受けられます。(用紙は本学学生生活課に問い合わせてください) 提出期限：4月末日

<給付奨学金・授業料減免について>

前在籍校に在籍しなくなった日から本学編入学までの期間が1年を経過していない方で、次のいずれかに該当するときは、引き続き給付奨学金および授業料減免を受給することができます。

詳細は転出校の奨学金担当部署および本学学生生活課に問い合わせてください。

- ア) 学校教育法第108条第9項、第122条または132条の規定により編入学した場合
例：2年制の短期大学を卒業後、大学の3年次に編入学した場合
- イ) 大学等の相互の間（学校の種類が同一のもの）で転学した者
例：A大学2年次からB大学2年次以上に転学した場合（B大学1年次に入学した場合は該当しない）

→ 転出大学へ、日本学生支援機構指定の様式を提出してください。

(用紙は転出大学へ問い合わせてください。)

入学後、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を本学学生生活課に提出してください。(用紙は本学学生生活課に問い合わせてください)

【問い合わせ先】

東京女子大学 学生生活課奨学金窓口

TEL：03-5382-6136 [平日9：00-11：25、12：25-17：00]

E-mail：students@office.twcu.ac.jp